

**第3期恵那市 ICT 活用推進計画
(恵那市 DX 推進計画) 策定業務委託
プロポーザル実施要領**

令和7年6月

恵那市役所まちづくり企画部情報政策課

1. 趣旨

本実施要領は、「第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）策定業務委託」の受託事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

本事業は、本市の情報化施策の現状や課題、分析等を行い、今後の国や県の動向を見据えつつ、第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）を策定することを目的として実施するものであり、計画策定業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにて選定する。

2. 業務委託の概要

- (1) 契約名 第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）策定業務委託
- (2) 業務内容
別紙「第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 実施場所 恵那市内
- (5) 委託費の上限価格 2,500,000 円（消費税額及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。資格要件基準日は提案書提出期間の最終日とする。なお、事業者の選定後から契約締結までの間において、次に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、事業者の選定を取り消すことがある。

- (1) 令和7年度の恵那市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、この募集開始の日から選定結果が決定する日までのいずれの日においても、恵那市入札参加資格停止要綱に基づく指名停止期間及び入札参加資格停止期間でない者の中から指名する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 市税の滞納をしていない者であること。

4. 実施スケジュール

内 容	実施期間等
実施要領等の公表	令和7年6月4日（水）
質問の受付期限	令和7年6月10日（火）午後5時
質問の回答予定日	令和7年6月13日（金）
参加申込書及び企画提案書等の提出期限	令和7年6月19日（木）午後5時
プロポーザル審査会の通知	令和7年6月20日（金）
プロポーザル審査会	令和7年6月26日（木）※
選定結果の通知	令和7年6月30日（月）まで
契約締結	令和7年7月1日（火）以降

※プロポーザル参加者が多数の場合は、審査会を複数日設けることもあり得る。

5. 契約の締結

選定された事業者は、恵那市と協議の上、第3期恵那市 ICT 活用推進計画（恵那市 DX 推進計画）策定のための計画策定業務委託契約を締結する。なお、選定された事業者が、契約締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 応募資格を喪失したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の締結に応じないとき。
- (4) 財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき。
- (5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき。
- (6) その他、恵那市長により、契約の締結が適当でないと判断されるとき。

6. 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

①参加申込書〔様式第1号〕

②会社概要〔任意様式、パンフレット可〕

③納税証明書の写し〔本店の所在における、証明年月日が公告日以降の直近の市区町村民税の未納のないことを証明する証明書の写し〕

④企画提案書〔任意様式〕

仕様書及び下記の内容を踏まえること

(ア) 計画策定の留意事項

- ・国等の動向や市の状況を踏まえつつ、計画を策定するに際し留意すべき事項

(イ) 実施方針と具体内容

- ・仕様書に基づく実施方針と、その具体的な内容
- ・業務行程（スケジュール）
- ・業務に係る追加提案（任意事項）

(ウ) 業務実施体制

- ・担当者の体制、本業務での役割、保有資格等
- ・担当者名、経歴及び担当業務実績一覧
- ・コンプライアンス（遵守すべき法令等のリスクマネジメント）に関する事項

(エ) 業務実績

- ・類似業務の実績

(オ) 見積書及び見積内訳書〔任意様式〕

※内訳書に積算内容等を詳細に記載すること

(2) 提出部数 ①～③正本1部、④正本1部、副本6部

(3) 提出期限 令和7年6月19日（木）午後5時まで

(4) 提出先及び提出方法

持参または郵送により「9. 担当部署」へ提出すること。持参による場合は、事前に担当部署へ連絡するとともに、午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）の間に提出すること。持参、郵送共に、提出期限必着とする。

(5) 参加申込書及び企画提案書等に関する留意事項

- ・任意様式の書類については、A4 サイズで作成することを基本とし、これを超えるサイズを使用する場合は、必ず A4 サイズに折り込むこと。
- ・④については、表紙・目次・裏表紙を除き 12 ページ程度までとすること。
- ・提出書類の作成及び提出に関する費用は、事業者の負担とする。なお、提出さ

れた書類は返却しない。

- ・提出書類等の、募集期間以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- ・事業者選定における審査は提出された内容に基づいて行うが、契約締結に際し事業計画等の修正を求める場合がある。
- ・参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- ・提出された書類は、行政情報開示請求により公開することがある。

7. 選定

プロポーザル審査会にて、提出書類を基にプレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施して、業務受託事業者を選定する。

なお、評価点が最も上位の者が何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が高い者から順に業務受託事業者を選定する。

(1) プロポーザル審査会

①開催方法 プレゼンテーション 15 分、質疑 10 分程度

②開催日 令和 7 年 6 月 26 日（木）

③審査会の通知

各参加者に対し、令和 7 年 6 月 20 日（金）までに電子メールにて、審査会の時間等を通知する。

④その他

（ア）プレゼンテーションにあたり、必要な機材、備品等は参加者が準備すること。（モニターと HDMI ケーブルは、本市で用意する。）

また、紙面配布のみによるプレゼンテーションも可とする。

（イ）プロポーザル審査会場への入室は、3 名以内とする。

（ウ）プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順で行う。

（エ）参加者が 1 者であってもプロポーザルを実施する。

(2) 審査方法

3 名の審査員の合計点（180 点満点）が 90 点以上かつ評価点が最も上位の者を業務受託事業者として選定する。評価点が同数の場合には、見積価格書の総額が低い者を業務受託事業者とし、見積額が同額の場合は後日くじ引きで決定する。

審査項目	審査基準	審査員 1 人当たり基準点				
		優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
ア 計画策定の留意事項	・ 国等の動向や市の状況を踏まえつつ、計画を策定するに際し適した内容となっているか。	10	8	5	2	0
イ 実施方針と具体内容	・ 業務の実施方針と、その具体的な内容が適切か。 ・ 提案内容が具体性と現実性はあるか。 ・ 業務スケジュールは現実的なものとなっているか。 ・ 追加提案は、業務の仕様に組み込むべきものか。	20	16	10	4	0
ウ 業務体制	・ 業務の継続が可能な実施体制となっているか。 ・ 市担当との機能的な打ち合わせや意思疎通の手段が確保できているか。 ・ 担当の能力、実績等は十分か。 ・ 個人情報の取扱いなど、遵守すべき法令等のリスクマネジメントはできているか。	10	8	5	2	0
エ 業務実績	・ 過去の類似業務実績は十分か。	10	8	5	2	0
オ 見積金額	・ 見積は、無駄がなく効率的な予算配分となっているか	10	8	5	2	0
合計		60				

(3) 選定結果の通知

選定結果は、選定後、参加者に結果をメールで通知し、参加者数及び受託事業者は、恵那市ウェブサイト公表する。

なお、選考結果に対する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

8. 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が定められた体裁、提出様式の記載すべき事項、提出期限等に適合しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 第三者の知的財産権を侵害する行為があった場合
- (6) 見積金額（税込）が委託費の上限価格（税込）を上回っている場合

9. 担当部署

- (1) 住所 〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
- (2) 担当 恵那市役所 まちづくり企画部 情報政策課 鈴木
- (3) TEL 0573-26-6809
- (4) Eメール jouhou@city.ena.lg.jp

10. 質問の受付・回答

- (1) 受付期間 令和7年6月10日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書〔様式第2号〕を電子メール（PDF形式）により提出
※提出後、担当部署に電話にてその旨を伝えること。
※電話による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 「9. 担当部署」に記載する電子メールアドレス
- (4) 回答方法 質問書の回答予定日までに恵那市ウェブサイトに掲載する。その際、質問者は公表しない。なお、回答した内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなすものとともに、回答に対する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (2) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の修正や変更は、市が承諾しない限りは一切認めない。
- (4) 提出書類は一切返却しない。
- (5) 提出書類の知的財産権は、業務受託事業者の提出書類を除き、各提出者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの報告等で必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。